

編集 後記

編集顧問 町田豊平

編集委員 郡健二郎

小川秋實

秋元成太

村井 勝

藤岡知昭

大家基嗣

田中眞紀子文部科学相が3大学の開設認可を見送った。マスコミは、一斉に「大臣の裁量権の逸脱だ」と批判をした。拙速で配慮に欠けた対応は受け入れたいが、私は大臣の判断におおむね賛成である。

確かに大臣とはいえ、1人の人間が審議会の答申を覆すことを乱用すれば民主主義は成り立たない。独裁政治だといわれてもしかたない。しかし、今回の問題に限れば、マスコミはこれまでに大学の現状を危惧をもって報じてきたはずである。例えば、経営が不安定な大学、入学定員に満たない大学、大学生の学力低下などである。このような経緯を踏まえると、マスコミは大臣の判断にもう少し理解を示すべきだったと思う。

仮に、田中大臣と同じ判断を橋下大阪市長がしたとすれば、このような厳しい報道はあったらどうかと思う。読売新聞渡邊恒雄会長は、最近の著書「反ポピュリズム論」の中で、「政治がここまで衰弱したのは、ポピュリズムに毒されたメディアの責任と罪である」と断じている。共感しながら読破した。

3大学からすれば寝耳に水のこと、怒りと当惑のことであろう。というのも、大学の開設申請にあたっては、文科省に何度も足を運び、細かな指導を受け、それに従って申請をしているからである。いいかえれば、大学側からみれば、審議会や大臣の認可とは名ばかりのもので、文科省の指示に従っておれば認可されるのがこれまでの慣習であった。

小泉政権のときに、規制緩和の名のもとに大学設置基準は緩やかとなり、設置後の審査を厳しくするとの方針が打ち出された。その審査機関としては、大学評価・学位授与機構や大学基準協会などがある。私は、

その一員として関わってきた経験の中で、質の低い大学をみてきた。例えば、大学キャンパスは持たず、講義はネットで行い単位を与えている大学がある。そのような大学ですら最終的には「承認」されており、「不承認」の大学は皆無に近い。大学生の多くはバイトと就職活動に明け暮れている。このような日本の大学の現状が続けば、国際社会にはますます遅れをとることになる。

今回の田中大臣の決定は性急で、配慮に欠け、説明不足な点が多い。しかし、大学のあり方を考えるよい機会だと思う。間違っても、教育問題を政争の具としてはならない。最近のマスコミ報道は批判に終始し、冷静さと大局的見地に欠けていると思う。

大学は約800校、学部生は約260万人にも達し、少子化が進む中2人に約1人が大学生である。800の大学のうち、約600校が私立大学で、経営を重んじるあまり、学生の人気を引くために校舎を立派にし、有名教授を集めているが、マスのプロ化の教育がなされている。定員割れで経営難に陥る大学もあり、解散命令が発動された大学もある。大学教育の質を高める制度改革は爛頭焦眉の急務である。少子化時代に、今のままの大学でよいとは誰もか思っていないはずである。

このような愚見をしたためた直後に（印刷までの間に）、田中大臣は判断を翻した。マスコミや野党の攻勢に耐えることができなかったのだろうか、「政治はまさに衰弱している」と愕然とした。正しい考えを現実的な対応の中で貫く信念が、わが国から失われている。

（郡 健二郎）

臨床泌尿器科（第66巻 第13号）（通巻795号）

2012年12月20日発行（毎月1回20日発行）

定価 2,940円（本体2,800円＋税5%）

2012年年間購読料

冊子版 41,780円 冊子＋電子版/個人 46,780円

電子版/個人 41,780円 冊子＋電子版/共有 53,100円

電子版/共有 48,200円

増刊号を含む13冊、税込、送料小社負担

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

電話 本誌編集室直通 (03) 3817-5709

（担当：登・安部）

販売部直通 (03) 3817-5659・5660

E-mail: rinpi@igaku-shoin.co.jp

振替口座 東京 00170-9-96693 番

印刷所 三報社印刷(株) 電話 (03) 3637-0005

広告申込所 (株)文京メディカル 電話 (03) 3817-8036

・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd., 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo © 2012, Printed in Japan.

・ 本誌に掲載された著作物の複製・複製・転載・翻訳・データベースへの取り込みおよび送信（送信可能化権を含む）に関する許諾権は医学書院が保有しています。

・ 本誌を無断で複製する行為（複写、スキャン、デジタルデータ化など）は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的（診療、研究活動を含む）で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・ **JCOPY** <（社）出版者著作権管理機構 委託出版物>

本誌の無断複写は著作権法上の例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。